

四日市市告示第151号

四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風等による農業用ハウスの災害被害を未然に防止することを目的に農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を講じる者に対し、予算の範囲内で四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要綱（平成31年2月7日付け30生産第1826号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領（平成31年2月7日付け30生産第1983号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第2に掲げる既存ハウスへの被害防止対策事業とする。

2 補助率は、実施要領第4の1の(2)の規定に基づくもの（以下「補助対象経費」という。）の1/2以内とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「取組主体」という。）は、四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補強等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 取組主体は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得

た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、取組主体に四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(着工)

第5条 取組主体は、補助対象事業に着工したときは、速やかにその旨を四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業に係る着工届(第3号様式)により、市長に届け出るものとする。

(交付の変更等)

第6条 取組主体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助対象事業の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)を行う場合又は補助対象事業を中止しようとする場合は、速やかに四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における30パーセント以内の変更をいう。

(変更決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項に規定する変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金変更決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認について、必要な条件を付することができる。

(竣工)

第8条 取組主体は、補助対象事業が竣工したときは、速やかにその旨を四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業に係る竣工届(第6号様式)により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 取組主体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに四日市市農業用ハウ

ス強靱化緊急対策事業費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした取組主体は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により補助金の交付の申請をした取組主体は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した取組主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し交付するものとする。

2 市長は、取組主体が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 取組主体は、前2項の請求を行う場合は、請求書（第9号様式）により請求しなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 市長は、取組主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止したとき。
- (4) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使用が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を取組主体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、取組主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 取組主体は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を備え、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 取組主体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、財産管理台帳（第10号様式）を備え、事業終了年度の翌年度から取得財産等の処分制限期間まで、保存しなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、取組主体の報告に基づき、帳簿等関係書類、取得財産等を検査することができる。

(補助金の評価)

第15条 市長は、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部農水振興課)

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付申請書

年度において、農業用ハウス強靱化緊急対策事業を実施したいので、四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 補強等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

住 所

名 称

代表者

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金については、四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 補助事業 農業用ハウス強靱化緊急対策事業

3 補助金の交付条件

- (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更、又は事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業に係る着工届

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容及び事業量			
施工場所			
施工業者選定方法	<input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約（理由： ）		
入札執行日	年	月	日 時 分
入札参加業者及び 入札金額（税込）			円
			円
			円
契約業者名			
契約金額（税込）			
契約年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日

（注）入札書の写しを添付すること。

工程表を添付すること。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で補助金の交付決定  
のあった 年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業について、四日市市  
農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき承認  
されたく申請します。

記

- 1 補助金変更申請金額 金 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

住 所  
名 称  
代表者

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金変更承認申請については、四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助金変更決定金額 金 円

2 変更の内容

3 補助金の交付条件

- (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更、又は事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業に係る竣工届

年 月 日付け四日市市 第 号一 で補助金の交付決定  
のあった 年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業について、事業が完了したので、四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

整備内容及び事業量	
施工場所	
契約業者名	
契約金額（税込）	
契約年月日	年 月 日
竣工年月日	年 月 日
完了検査年月日	年 月 日
引渡し年月日	年 月 日

（注）請負業者からの完了届の写しを添付すること。

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で補助金の交付決定のあった 年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 事業の目的

3 事業の実績

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 実施状況報告書

(2) 収支精算書

(3) その他

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で補助金の交付決定  
のあった 年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業について、四日市市  
農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下  
記のとおり報告します。

記

- |   |                               |                |   |   |
|---|-------------------------------|----------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け四日市市 第 号一              | による額の確定通<br>知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額         |                | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 |                | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                 |                | 金 | 円 |

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

請 求 書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で補助金の交付決定  
のあった 年度四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金について、  
下記のとおり請求します。

記

金

円

第10号様式（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

取組主体名

事業実施年度					事業名		四日市市農業用ハウス強靱化緊急対策事業						
事業の内容			工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		摘要
整備内容	事業量	施工場所	着工 年月日	竣工 年月日	事業費	補助金	自己資金	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。